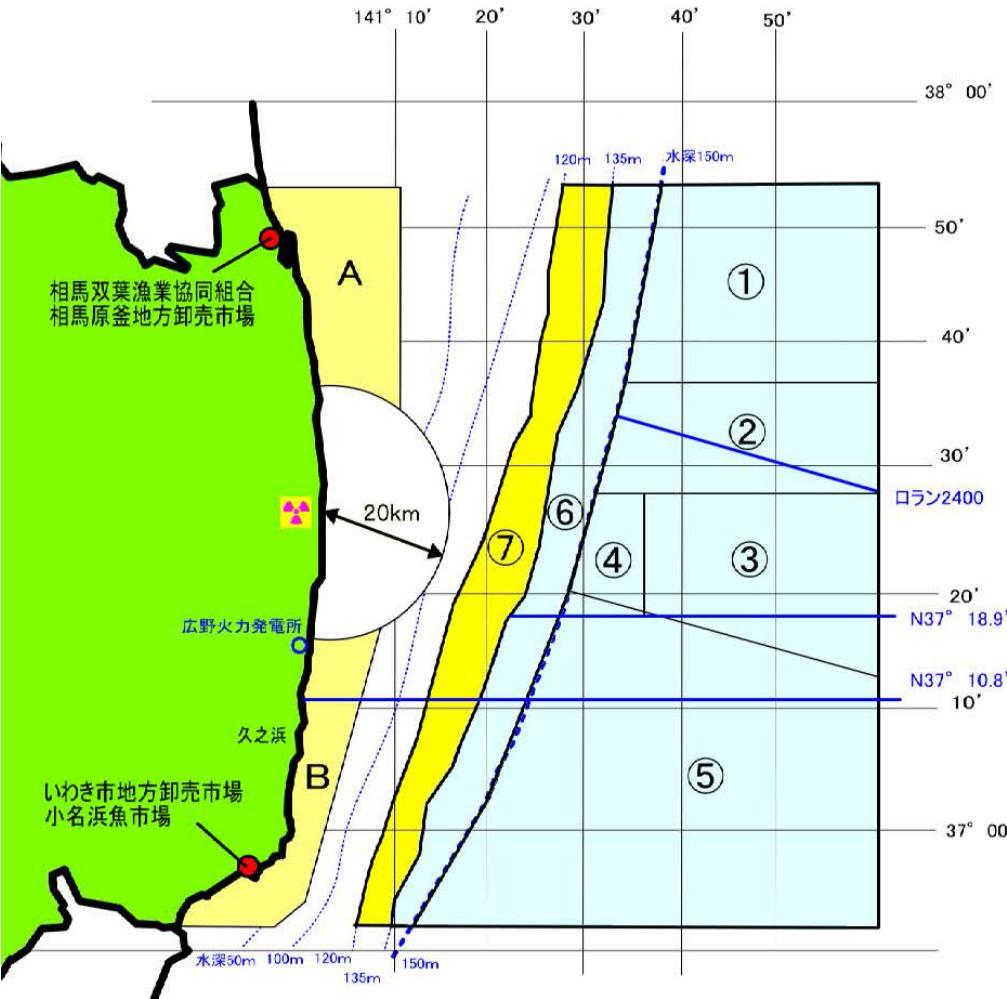


(参考)試験操業海域の変遷

MAFF

- 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、放射性物質の値が低い海域・種について順次、漁業種類、対象種、海域を拡大しつつ、試験的な操業・販売を実施。



試験操業における漁業種類別漁場拡大の経過

漁法	魚種	承認月日	相双地区	いわき地区	備考
底びき網	ミズダコ等	H24.6.18	①	—	
		H24.10.19	①～②	—	
		H25.2.18	①～③	—	
		H25.5.24	①～④	—	
		H25.8.28	①～④	⑤	
		H25.12.25	①～⑥		南北漁場の統合
		H26.8.25	⑦		
沖合タコカゴ	ミズダコ等	H24.7.12	①	—	
		H25.6.24	①、②の内口ラン 2400以北	—	
		H26.5.29	①～⑥の内北緯 37度18.9分以北	—	
船びき網	コウナゴ	H25.3.27	A	—	
		H26.2.25	A	B	
固定式さし網	シラス	H25.8.28	A	B	
		H26.2.25	A	B	
沿岸カゴ	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
		H26.5.29	—	B	
潜水	アワビ	H26.4.25	—	B	
貝桁網	ホッキガイ	H26.5.29	—	B	
流し網	マイワシ等	H26.5.29	第一原発半径 20kmを除く北緯 37度10.8分以北	—	

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

MAFF

- 風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応しているところ。本年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。
- 農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係省庁等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信しているところ。
- 関係府省庁(内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省)は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、26年度は、意見交換会を全国で6回(うち被災県において3回)開催予定。

【残された課題】 消費者庁の調査によれば、被災地産品の購入・摂取をためらう人が一定程度存在。引き続き、丁寧に情報発信・意見交換を続けていくことが必要。

「風評対策強化指針」（平成26年6月23日）のポイント

強化指針1 風評の源を取り除く

- (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する リスクコミュニケーションの開催



4府省庁連携 意見交換会 <平成26年度開催分>

開催日	開催場所
平成26年8月25日	京都府京都市
平成26年12月10日	神奈川県横浜市
平成26年12月17日	岩手県盛岡市
平成27年1月15日	宮城県仙台市
平成27年1月23日	長野県長野市

※ 残り1カ所調整中



ポスター・リーフレット